

第1部 総説

はじめに

21世紀を迎え、今、私たちの「宇宙船地球号」は、地球温暖化や廃棄物処理対策、生物多様性の保全など、様々な問題を抱えている。

これらの問題は、20世紀の、物質的な豊かさを幸福の源と考え、多くの資源やエネルギーを使用する大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会システムによって引き起こされたものである。

私たちは、今、廃棄物の不法投棄や大気や海・川・湖沼の汚染といった前世紀の「負の遺産」を清算して「宇宙船地球号」を再生し、新世紀を担う次の世代に、豊かな自然環境を引き継いでいく時期（とき）を迎えている。

今後、私たちは、一人ひとりが自らのライフスタイルを環境という視点から見つめ直し、環境への負荷を最小限にするよう最大の努力を払わなければならない。

さらに、私たちは、日常生活や事業活動において、お互いに知恵を出し合い、天然資源の消費を抑制し、資源循環型社会の構築に向けて積極的に行動していかなければならない。

そして、こうした行動の輪を地域から広げていくため、市民・企業・行政のパートナーシップが強く求められている。

第1章 環境問題の動向

第1節 本県における環境問題の変遷

1. 産業公害の時代

本県においては、昭和30年代以降の急激な工業化と都市化の進展に伴い、大気汚染や水質汚濁などによる生活環境の悪化、開発による身近な自然の改変、良好な自然景観や貴重な動植物の消失などといった問題が生じた。

このため、昭和30年代後半から公害防止条例の制定、公害防止協定の締結、公害防止計画の策定や法律による規制などの公害防止策、また、県立自然公園条例や自然環境保全条例の制定などの自然保護施策を展開した結果、二酸化硫黄による大気汚染、工場排水による水質汚濁など産業公害の解決や自然環境保護に大きな成果を上げてきた。

2. 都市・生活型環境問題へ

特定の事業者や工場等に原因する公害は各種法律の施行に伴い克服される一方、自動車などの不特定の移動発生源を主原因とする道路沿道の大気汚染、一般家庭などの汚水に原因する都市河川の汚濁や廃棄物問題、身近な生活空間からの自然の減少など、都市・生活型のライフスタイルに起因する環境問題が新たな課題となってきた。

このような問題に対処するため、開発事業等において環境保全への適正な配慮を確保するための環境影響評価制度の導入、合併処理浄化槽の設置補助などの支援措置の実施、環境学習や県民の環境保全活動の促進などの多方面からの環境保全施策を展開し、現在に至っている。

3. 新たな環境問題の顕在化

このような中で、科学的な知見の集積によりオゾン層の破壊や地球温暖化などに代表される地球規模での環境問題の因果関係が明らかになるとともに、環境ホルモンなどの影響と考えられる生物の異変などが顕在化してきた。

これらの問題は、現在の我々だけではなく次世代の人類を含めた生物すべての生存に関わる問題であり、その因果関係が複雑に関連していることから、社会経済システムを見直し循環型社会の構築に向けた取組を進めていくことが求められている。

4. 環境新時代と環境基本計画の策定

県では、4年度から「環境新時代」を掲げ、全国に先駆けて①環境政策のあり方や、大規模開発事業の計画段階で環境保全のあり方について提言を受けるための「千葉県環境会議」の設置（4年

6月)、②県民の環境保全に配慮した行動規範となる「千葉県環境憲章」の制定(5年2月)、③県民、事業者、行政が一体となって廃棄物の減量化・再資源化を推進するための「千葉県ごみ減量化推進県民会議」の設置(6年11月)などの施策を講じるとともに、7年3月には、環境の保全に係る基本理念を定め、環境施策を総合的・計画的に推進することを目的とした「千葉県環境基本条例」を、また、従来の千葉県公害防止条例を引き継ぎ、大気汚染、水質汚濁等の公害を防止するための規制措置や生活環境に係る県の施策を規定した「千葉県環境保全条例」を制定した。

また、8年2月には、21世紀初頭を展望した本県の環境施策の基本方向を示す「ちば新時代環境ビジョン」を策定するとともに、8年8月には、環境ビジョンの理念を踏まえた本県の環境施策のマスタープランである「千葉県環境基本計画」を策定し、「健全で恵み豊かな環境の保全と将来への継承」を基本目標に環境施策の総合的、長期的かつ計画的な推進に取り組んでいる。12年12月には、地球温暖化防止計画を策定し日本の削減目標も踏まえ、温室効果ガスの6%削減の達成を目指している。

第2節 最近の環境問題

1 地球温暖化問題

地球温暖化問題に対応するため、9年12月に164か国の政府代表団やNGO等の参加のもと、気候変動枠組み条約第3回締約国会議(COP3:京都)が開催され、主要先進国の二酸化炭素等の温室効果ガスの削減目標が京都議定書として採択された。

こうした国際間の動きに対して、国では、10年6月に地球温暖化対策推進大綱の制定、省エネルギー法の改正、同年10月には地球温暖化対策推進法の制定等、地球温暖化防止に向けた取組が本格化した。

また、13年11月には、気候変動枠組み条約第7回締約国会議(COP7:マラケシュ)において

京都議定書に掲げた温室効果ガス削減の具体的な運用ルールが最終的に合意され法的文書として採択された。これを受け、京都議定書の批准、発効、削減目標の達成に向け、具体的な検討が行われることとなった。

2 廃棄物とダイオキシン問題

廃棄物の不適正処理やダイオキシン問題が全国的にクローズアップされる中、廃棄物処理施設に対する忌避意識が高まり、廃棄物処理施設の設置に対する地域の反対運動などが活発になってきている。

そこで、国では、大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等関係法令の改正やダイオキシン類対策特別措置法の制定などの対策が講じられている。

3 有害化学物質問題

環境ホルモンなどの有害化学物質による人体等へ与える影響が問題となり、食品をはじめとした身の回りの製品等が社会問題化している。

こうしたことから、国では、「環境ホルモン戦略計画SPEED'98」を作成し、10年度に環境や野生生物への影響などについて、緊急全国一斉調査を実施した。

また、11年7月には、環境を汚染するおそれのある化学物質の排出量や移動状況を把握し、管理の改善を図るための法律(PRT法)が制定された。

4 ディーゼル車排出ガス問題

自動車による大気汚染のうち、とりわけディーゼル自動車から排出される粒子状物質は、人体への深刻な影響が懸念されており、自動車交通量の多い大都市圏を中心に大きな社会問題となっている。

このため、国では、ディーゼル自動車の粒子状物質の排出規制などを内容とする「自動車NOX・PM法」を13年6月に公付した。